

■第六期長期計画・第二次調整計画策定に係る財政計画等について

二次調整計画策定にあたり、新たに令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年の財政計画を作成する。財政計画作成にあたっては、給食費無償化など、新たな財政負担が生じることになる事業等のほか、物価高騰や労務単価増に伴う市税収入の増加見込みなど、六長調における財政計画作成時から変動している要素についても、改めて見直し、財政計画等に反映させていく。

一方、新たな財政シミュレーションを作成する事は、時間的にも限界がある。また、1 %程度の乖離の可能性もあることや、来年度から策定が始まる学校施設整備基本計画の策定に向けて、1 年前倒しで人口推計の見直しを行う想定であり、これを受けた財政シミュレーションを実施することになるため、二次調整計画策定時における財政シミュレーションは作成しないものとする。

財政計画見直しの実施レベル

○実施レベル			
歳出	投資的経費	物価上昇に伴う掛け率	○
		保全・改修分の見直し	×
		学校改築分の見直し	×
	物件費	物価上昇に伴う掛け率 ※給食費無償化は要反映	○
	扶助費	全般	○
歳入	市税	個人住民税	○
		固都税	○
	税連動交付金	地方消費税交付金	○
		利子割交付金	○
その他の歳入歳出項目すべて			×

《実施レベルの考え方》

原則として財政計画を構成する要素の中で、金額規模が大きく、この間の変動要素の比較的大きい項目に絞って実施する。抜本的見直しに相当の時間がかかる保全改修分と学校改修の見直しは時期的に難しいため、それ以外について実施する。